

府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」画像使用基準

(目的)

第1条 この基準は、府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」画像（以下「キャラクター画像」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 キャラクター画像とは、別表に掲げるデザイン及びこれを展開したのものとする。

(権利)

第3条 キャラクター画像に関する一切の権利は、府中町に属する。

(使用対象)

第4条 使用の対象は、各種事業・媒体・製作物等にキャラクター画像を使用する場合とする。

(使用申請)

第5条 キャラクター画像の使用を希望する者は、府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」画像使用（変更）許可申請書（様式第1号）を府中町長（以下「町長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で、町長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(使用許可)

第6条 町長は前条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」画像使用（変更）許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付すことができる。

(許可基準)

第7条 町長は、第5条の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当する場合はキャラクター画像の使用を許可する。

- (1) 当町の魅力発信・PRに寄与するもの
- (2) 当町のイメージアップを図るもの
- (3) 町民が主体となるまちづくりや広く町民等が参加できるもの
- (4) その他町長が認めるもの

(使用許可の制限)

第8条 町長は、第5条の規定による申請について、次の各号のいずれかに該当する場合はキャラクター画像の使用を許可しない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に使用するとき
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (3) 有料販売する製作物等の価格がキャラクター画像使用前より高額となるもの

(4) その他、許可するものとして適切でないもの

(遵守事項)

第9条 キャラクター画像の使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた用途以外に使用しないこと
- (2) 関係法規を遵守するとともに、キャラクターの機能、イメージ、信頼性を損なうことがないように適正に使用するとともに、安全性・品質についても十分配慮すること
- (3) 定められた色、形等で正しく使用し、デザインを無断で変更して使用しないこと
- (4) 使用許可を受けた権利を他人に譲渡、貸与しないこと
- (5) 作成した製作物を商標登録しないこと
- (6) キャラクター画像を使用した製作物に関する事故等に対しては、申請者が速やかに対処すること。なお、府中町は一切の責任を負いません。
- (7) キャラクター名を併記する場合は次のとおりとする。

府中町PRキャラクター 椿町ファミリー又は府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」

(使用内容の変更等)

第10条 申請書に記載した内容に変更があった場合は、あらかじめ府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」画像使用(変更)許可申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更申請について適当と認めたときは、府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」画像使用(変更)許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用状況の報告)

第11条 キャラクター画像を使用した者は、府中町PRキャラクター「椿町ファミリー」画像使用状況報告書(様式第3号)に使用見本等を添えて、使用実績を報告しなければならない。

(使用許可の取消)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、キャラクター画像を使用する者(以下「使用者」という。)に対し、使用物件の回収等の措置を請求することができる。また使用者は、使用許可が取り消された場合、その取り消しの日から使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 使用者が使用条件として付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他キャラクター画像の使用の継続が不適当であると認められた場合

- 2 町長は、前項の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第13条 キャラクター画像の使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第14条 キャラクター画像を使用した製作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、申請者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

2 使用者は、キャラクター画像の使用に際し、第三者との係争等が生じた場合、町に協力して対処し、その費用は使用者が負担するものとする。

(補足)

第15条 この基準に定めるもののほか、キャラクター画像の使用に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

この基準は令和3年6月22日から施行する。

この基準は令和8年3月31日から施行する。